

令和3年8月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月31日（月曜日）議事開始 午前 8時42分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 今回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない。

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第10号 農地等の合意解約について
- 報告第11号 農用地利用配分計画について
- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第26号 農用地利用集積計画について
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第29号 非農地証明願いについて
- 議案第30号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長　それではただいまから令和3年8月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は10人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と稲田委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第10号から報告第11号及び議案第25号から議案第30号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第10号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第10号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は11件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年8月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号4番につきましては、耕作者変更のため、解約するものでございます。以上です。

尾山議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長　質問がないようですので、次に報告第11号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局 それでは、報告第11号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年8月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計21件、48筆、60,475㎡となっております。〇〇地区畑かん事業で換地後の農地を貸借する案件につきましては、換地終了まで一時利用地の指定で割り当てられた仮地番のため、字の記載がございません。詳細につきましては、4ページから8ページに記載のとおりでございます。以上です。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案を説明する前に三箇所、加筆及び訂正をお願いします。最初に14ページの所有権移転整理番号7番、備考欄に増田委員の掘起しの記載が抜けていましたので加筆をお願いします。次に15ページの所有権移転整理番号8番、受人の経営状況について家畜肉用牛が0頭と記載されていますが、正しくは2頭でございますので、訂正をお願いいたします。最後に19ページの所有権移転整理番号12番、備考の欄に「農振農用地外10アール要件」の文字が記載されていませんでしたので加筆をお願いします。

それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。9ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借3件の合計15件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に

所有権移転からご説明いたしますので10ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、4,630㎡の交換です。23ページの基盤法所有権移転整理番号2番の農地との交換でございます。

整理番号2番、田2筆、571㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。11ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、952㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、50㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、11ページから13ページをご覧ください。田3筆、畑4筆、計7筆、5,837㎡の贈与です。

整理番号6番、13ページから14ページをご覧ください。田1筆、畑1筆、計2筆、3,735㎡の贈与です。

整理番号7番、田3筆、3,923㎡の贈与です。増田委員の掘起しです。15ページをご覧ください。

整理番号8番、田1筆、1,465㎡の贈与です。備考欄に記載のとおり、農業振興地域農用地区域外10アール要件での取得となります。

整理番号9番、15ページから18ページをご覧ください。田8筆、畑4筆、計12筆、9,647㎡の贈与です。

整理番号10番、18ページから19ページをご覧ください。田2筆、畑1筆、計3筆、794㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、農業振興地域農用地区域外10アール要件での取得となります。

整理番号11番、畑1筆、4,194㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号12番、畑1筆、2,427㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので20ページをご覧ください。

整理番号1番、畑3筆、8,890㎡の賃貸借です。

整理番号2番、20ページから21ページをご覧ください。田1筆、

872㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、2,264㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転12件、貸借3件、合計15件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第25号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきますが、本日は農業委員のみでの開催となっておりますので推進委員の報告は事務局で行います。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いしましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。現況は、1枚の水田でその水田の一部となっております。周辺の状況は、北・西側は農道、その他は水田に接しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いしましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に

あります。周辺一帯は水田地帯ですが、基盤整備はされていません。農地の形状・日照・接道・用排水は良くありません。農地の状況は、保全管理で何も作付けされていませんでした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、また、周辺に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺の農家の方々とも協力していくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に11ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは高谷委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は長方形で良好です。農地の状況は、東側は宅地、残りは水田に接しています。農地の状況は、水稻が作付けされてきました。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。受人の所有農地と接していた事から購入する事となったそうです。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、また、周辺に迷惑を掛けないように定期的に水路清掃や草刈などをするととの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは赤川委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲の状況は、東側は高速道路橋脚、北側は農道、西・南側は水田に接しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、何も作付けされていませんでした。

 続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。権利取得後は、畑として利用するとの事でした。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の大字栗下の土地を栗下委員に、それ以外の土地及び申請人「受人」の確認を山下委員にお願いします。最初に栗下委員からお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号5番の大字栗下の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、水稻が作付けされていきました。畦畔もきれいに刈られていました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 それでは整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会、〇〇自治会に点在しています。字〇〇の畑は、基盤整備はされておらず、市道と農道に接しています。農地の形状は、細長いくて良くありませんが、日照・接道・排水は良好です。字〇〇の水田は基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。字〇〇の水田

は、基盤整備はされておらず、形状も不整形です。東側と西側は山林に接していますが、日照・接道・用排水は良好です。字〇〇と〇〇の畑は、基盤整備はされていませんが、畑かん事業計画区域内にあります。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、1年くらい前に県外から戻ってこられ、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。受人と渡人の関係は〇〇です。後継者については、県外に子どもはいるが、跡を継ぐかどうかは、分からないとの事でした。地域との調和については、こちらに戻って来られてから溝払いとか、草刈作業など積極的に参加されています。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に13ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 それでは整理番号6番について、ご報告いたします。整理番号6番の渡人と整理番号5番の渡人の関係は〇〇であります。受人は〇〇となります。申請農地について、水田は〇〇自治会内、畑は〇〇自治会内にあります。水田は、整理番号5番の字〇〇の水田一筆と一枚の水田となっています。基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。畑は、基盤整備はされていませんが、畑かん事業計画区域内にあります。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人については、整理番号5番で報告いたしましたので割愛いたします。以上、皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に14ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲の状況は、宅地・山林・水田が混在しています。基盤整備はされておらず、形状・日照・接道は良くありません。用排水は良好です。

 続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はいません。渡人との関係は〇〇です。地域との調和については、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に15ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは吉田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は扇に近い台形です。周囲の状況は、吉都線の線路沿いで北側は線路、東・南側は宅地、西側は水田です。日照・用排水は良好です。接道は北・西側にあり、良好です。農地の状況は、耕起はされていましたが、何も作付けされていませんでした。

 続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者は、現在、会社勤めですが、いらっしゃいます。渡人との関係は兄弟です。権利取得後は、水稻と飼料作物を作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理や畦・用水路の管理などを適切にしている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を土器委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは土器委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。大字〇〇字〇〇と大字〇〇字〇〇の水田については、基盤整備済で周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。大字〇〇字〇〇の畑は、基盤整備はされておらず、周囲の状況は宅地と市道に接しています。日照・接道・排水は良好です。大字〇〇字〇〇の水田は、基盤整備はされておらず、周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。大字〇〇字〇〇の畑2筆は、周囲は宅地に接しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・排水は良好です。大字〇〇字〇〇の畑は基盤整備はされておらず、周囲は宅地と畑が混在しています。日照・排水は良好ですが、接道は無いので不良です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家で後継者はおりません。渡人との関係は〇〇です。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。

尾山議長 次に18ページの整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは中津委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号10番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。まず、水田2筆についてご報告いたします。基盤整備はされていません。農地の区画は不整形で現況は一枚の水田です。周囲の状況は、北側は堤防、東側は市道、南側は宅地、西側は受人の自宅に接しています。日照・接道・用排水は良好です。次に畑1筆について、ご報告いたします。

基盤整備はされていません。北側は堤防、東・西側は畑、南側は受人の畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の露地野菜主体の兼業農家で後継者は、いらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に19ページの整理番号11番の土地を田中委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。最初に田中委員からお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは整理番号11番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の区画は不整形で細長い農地です。畑となっていますが、現況は遊休農地で原野の状態です。周囲の状況は、東・南側は雑種地、西側は市道、北側は畑・山林に接しています。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に事務局お願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号11番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇在住の露地野菜主体の兼業農家で後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、そばを中心に露地野菜を作付けするとの事でした。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号12番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員に願

いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の区画は四角形で良好です。周囲の状況は、北・西側は山林、東側は農道、南側は宅地、西側は畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の露地野菜主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの貸借整理番号1番の土地を田中委員に、申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

最初に田中委員からお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは貸借整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。登記上は3筆ですが、現況は1枚の畑です。農地の形状は、南北に細長い農地です。周囲の状況は、一部宅地がありますが、ほとんど畑の畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。貸借整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治

会で稲作と露地野菜の複合経営の専業農家で後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、ほうれん草を作付けするとの事でした。今後、規模拡大を図って、将来的には、農業法人を立ち上げるとの事でございます。地域との調和については、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地を西田委員に、申請人「受人」の確認を増田委員にそれぞれ、お願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは西田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。貸借整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の形状は、南北に細長い農地ですが、基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

続いて、増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。貸借整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者は、いらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺の農家とも協力していくとの事でしたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に21ページの貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは貸借整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会にあります。基盤整備はされていません。周囲は畑作地帯です。

日照・接道・排水は良好で現在、何も作付けされていませんでした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。権利取得後は、イタリアンを作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第25号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 19ページの所有権移転整理番号11番の受人の方は、〇〇在住の方で経営面積が0㎡となっておりますが、ご自分の所有農地があるのか、ないのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの山下委員のご質問にお答えいたします。〇〇及び〇〇に

田〇〇㎡、畑〇〇㎡、計〇〇㎡の所有農地がございます。以上です。

山下委員 分かりました。それと西諸管内の農地の取得要件は同じなのでしょうか。お聞きします。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 農地法第3条の許可要件としまして、農地法第3条第2項各号に要件が規定されています。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件がございます。各要件を満たさないと許可できません。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件の三要件については、申請書及び添付書類から判断して、地域との調和要件については、地区担当委員の報告を元に判断いたします。西諸管内の各農業委員会は農地法に基づき、同じ要件となっています。以上でございます。

尾山議長 山下委員、よろしいでしょうか。

山下委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

栗下委員 昔、〇〇の農地を〇〇の方が取得するにあたって、いろいろ審議した記憶がございますが、この方と同じ方なのか、お聞きします。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 この方は、今回、初めてえびの市の農地を取得されるのでその方とは別人だと考えられます。以上です。

尾山議長 栗下委員、よろしいでしょうか。

栗下委員 はい、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第26号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案説明の前に一箇所、加筆をお願いします。23ページの所有権移転整理番号1番、備考欄に山下委員の掘起しの記載が抜けていましたので加筆をお願いします。それでは議案第26号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。22ページをご覧ください。

今月の計画件数は所有権移転2件、利用権設定22件、合計24件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は19件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。23ページをご覧ください。

整理番号1番、畑2筆、5, 520㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。山下委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、23㎡の交換です。10ページの農地法第3条所有権移転整理番号1番との交換でございます。以上、所有権移転2件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。24ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、3, 185㎡の賃貸借です。

整理番号2番、24ページから25ページをご覧ください。田5筆、8, 378㎡の賃貸借です。26ページをご覧ください。

整理番号3番、26ページから28ページをご覧ください。田9筆、5,337㎡の賃貸借です。

整理番号4番から同22番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号4番、畑1筆、1,322㎡の賃貸借です。

整理番号5番、28ページから29ページをご覧ください。畑1筆、1,733㎡の賃貸借です。

整理番号6番、畑3筆、1,108㎡の賃貸借です。30ページをご覧ください。

整理番号7番、畑2筆、3,017㎡の賃貸借です。

整理番号8番、30ページから31ページをご覧ください。畑2筆、4,206㎡の賃貸借です。

整理番号9番、畑2筆、11,747㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号10番、畑2筆、3,458㎡の賃貸借です。

整理番号11番、畑1筆、996㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号12番、33ページから34ページをご覧ください。畑7筆、4,339㎡の賃貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号13番、畑2筆、1,419㎡の賃貸借です。

整理番号14番、35ページから36ページをご覧ください。畑4筆、3,967㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号15番、畑1筆、975㎡の賃貸借です。

整理番号16番、畑2筆、1,993㎡の使用貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号17番、畑3筆、1,416㎡の賃貸借です。39ページを

ご覧ください。

整理番号18番、畑1筆、1,974㎡の賃貸借です。

整理番号19番、39ページから40ページをご覧ください。畑4筆、2,643㎡の使用貸借です。

整理番号20番、40ページから41ページをご覧ください。畑4筆、3,385㎡の賃貸借です。42ページをご覧ください。

整理番号21番、田2筆、496㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、545㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第26号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第26号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

（10分間休憩）

尾山議長 　休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第29号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。43ページをご覧ください。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。44ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、785㎡を山林として植林するため、申請するものです。工事期間は令和3年10月5日から12月25日まででございます。事業費につきましては、くぬぎ苗木代(〇〇本)〇〇円を自己資金にて対応されるとの事です。植林については、自己労力で行うので事業費は発生しません。雨水につきましては、地下浸透及び排水路に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田4筆、4,767㎡を山林として植林するため、申請するものです。工事期間は令和3年9月10日から令和4年3月10日まででございます。事業費につきましては、杉苗木代(〇〇本)〇〇円を自己資金にて対応されるとの事でございます。植林については、自己労力で行うので事業費は発生しません。雨水につきましては、地下浸透及び、集水柵を経て排水路に排水いたします。45ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、4,424㎡の内2,520㎡を堆肥舎及び回転場用地として、申請するものです。工事期間は令和3年10月1日から12月31日まででございます。事業費につきましては、建設費総額〇〇円を融資及び自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては、地下浸透及び西側市道排水路に排水いたします。46ページをご覧ください。

続きまして、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。47ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、381㎡を一般個人住宅用地として、申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は親子です。立地基準が第1種農地のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定されます第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。工事期間は令和3年10月1日から令和4年3月31日まででございます。事業費につきましては、外構工事費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側市道排水路に排水いたします。雨水につきましても同様に処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑2筆、302㎡を一般個人住宅及び駐車場用地として、追認申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は、姪と叔父になります。譲受人より始末書の提出がございました。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側市道排水路に排水いたします。

整理番号3番、47ページから48ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田2筆、494㎡を資材置場として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年10月1日から10月5日まででございます。事業費につきましては、土地購入費〇〇円を自己資金にて対応されるのでございます。造成については、自己労力にて行うので事業費は発生しません。雨水につきましては、地下浸透で処理します。

49ページをご覧ください。

続きまして、議案第29号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は5件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。50ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、507㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、270㎡です。申請理由は

山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、2,320㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、805㎡です。申請理由は山林です。51ページをご覧ください。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆、1,094㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第27号から第29号については、8月30日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けてまして、8月30日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条3件、農地法第5条3件、非農地証明願い5件、計11件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第27号、農地法第4条整理番号1番について、ご説明いたします。申請人は、申請地が山陰であることや獣害のため農作物の収穫が見込めない事から3年前から休耕していましたが、今回、クヌギを植林して山林とするため申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北に約600mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・南側は山林、西側は農道に接しています。周辺に農地がない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請地は、北側が山林と接していますが、豪雨による山からの流水によって、大量の土砂が流入しました。土砂の搬出には多大な労力を必要としますが、申請人は高齢のため、土砂の搬出及び農地を維持管理していく事は、困難で

ある事から杉を植林して、山林とするため申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から東に約800mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は山林、南側は農地に接しています。南側に農地はありますが、日照等に影響はなく、境界から離して、植林するので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、市内で畜産業を営む法人です。今回、増頭等により、既存堆肥舎だけでは堆肥を保管維持できなくなる恐れがあるため、新しく堆肥舎を建築するため、申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から北東側に約600mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、東側は農地、南側は自己所有農地、西側は市道に接しています。北・東側は農地に接していますが、周囲より低いため、日照等に影響はありません。また、土砂等流出しないように被害防除等実施しますので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第27号、農地法第4条は以上でございます。

続きまして、議案第28号、農地法第5条整理番号1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、現在、市外に居住していますが、今回、えびの市に住宅を建築したく、譲渡人である〇〇に相談して、承諾を得たので申請するものでございます。場所は、〇〇地区です。〇〇から北西に約100mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は宅地、南側は市道に接しています。隣接する農地が無い事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番につきまして、ご説明いたします。譲渡人は、平成6年頃に転用許可を取り、一般個人住宅を建築しましたが、実際は譲受人の〇〇及び譲受人が生活していました。今回、譲渡人は、県外に住宅を建築して生活している事からえびの市に戻って来る事はなくなったため、〇〇である譲受人に土地等を贈与しようと考え、調査したところ、

申請地が宅地のままである事が判明したたので、追認申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から北に約1kmのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は宅地、南側は県道に接しています。隣接する農地が無い事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、市内で〇〇を営んでいますが、既存の資材置場が手狭になったため、東側に隣接する申請農地の所有者である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約420mのところに位置します。申請地の状況は、北側は〇〇、東・南側は山林、西側は宅地に接しています。隣接する農地が無い事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第28号、農地法第5条は以上でございます。

続きまして、議案第29号、非農地証明願いにつきまして、ご説明いたします。整理番号3番及び5番については、申請地までの接道が無い事から現地調査が実施できないため、事務局が準備した航空写真や現況写真で判断しました。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号1番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇

地区で現況は山林です。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号4番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は山林です。議案第27号、農地法第4条整理番号1番の申請農地の南側になります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請3件、非農地証明願い5件、計11件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第27号から第29号の計11件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより

審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第27号から第29号に対する第2小委員長は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第27号から第29号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第27号及び28号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第29号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第30号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 それでは、議案第30号について、ご説明いたします。今回、委員の皆様にご審議いただきますのは、農業振興整備計画の変更という事で県が設定したえびの市農業振興地域という区域の中にえびの市が設定した農用地区域(青地)と農用地区域外(白地)があります。農用地区域外から農用地区域に変更するのを編入、農用地区域から農用地区域外に変更するのが、除外となります。それらにつきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見を聴く事となっていますので議案を提出いたしました。それでは議案について、ご説明いたします。「議案第30号別冊」の1ページをご覧ください。今回、変更する案件の位置図となります。青色の枠が編入する案件3件、赤色の枠が除外する案件4件、計7件となります。次に2ページをご覧ください。

今回、変更する案件の一覧となります。1番から3番が編入、4番から7番までが除外となります。内訳としましては、編入が4筆で面積が

66, 733㎡で除外が5筆で面積が4, 746㎡でございます。変更理由が右の欄に記載してあります。それでは、編入につきまして、ご説明いたしますので3ページをご覧ください。

案件1番、場所は〇〇地区で農用地（畑）への編入です。1筆で面積は297㎡です。変更理由は、県営畑地総合整備事業の対象とするために今回編入するものでございます。こちらは畑かん基盤事業で事業主体は宮崎県となります。4ページをご覧ください。現地写真です。5ページをご覧ください。

案件2番、場所は〇〇地区で農用地（採草放牧地）への編入です。2筆で面積は64, 546㎡です。変更理由は、畜産担い手育成総合整備事業の対象とするために今回編入するものでございます。こちらは畜産分野での基盤事業となります。現況が山林、原野となっておりますが、伐採伐根等開発を行ってから採草放牧地となる計画でございます。事業主体は宮崎県農業振興公社となります。6ページをご覧ください。現地写真です。現況は、山林と原野が混じっています。7ページをご覧ください。

案件3番、場所は〇〇地区で農業用施設用地への編入です。1筆で面積は1, 890㎡です。変更理由は、ロール置場及び牛の運動場として編入するものでございます。こちらは既に農地転用許可済みでございます。8ページをご覧ください。現地写真です。9ページをご覧ください。土地利用計画図となります。北側半が牛の運動場、南半分がロール置場となります。10ページをご覧ください。

案件4番、場所は〇〇地区です。農用地外（畑）への除外となります。1筆で面積は475㎡です。変更理由は、一般個人住宅建築のためでございます。申請地の状況は、北側宅地部分が申請人のご実家で宅地、西側は親戚が所有する農地、東側は市道、南側は申請人の農地となっております。

11ページをご覧ください。現地写真です。写真1番の赤枠の場所が、住宅建築予定地となります。写真1に写っていますオレンジ色の屋根の建物は、写真2の下に記載していますが、昭和55年頃に亡き父が農業用

倉庫として建築したものでございます。違反転用という事で申請人から始末書の提出がございました。追認申請となります。今回、違反転用部分と一般個人住宅部分と併せての申請となります。12ページをご覧ください。土地利用計画図となります。西側にあるので違反転用での追認部分、南側にあるのが一般個人住宅建築予定となります。13ページをご覧ください。

案件5番、場所は〇〇地区です。農用地外（田）への除外となります。1筆で面積は1,059㎡です。変更理由は、集合住宅（アパート）建築のためでございます。赤色で示しているところが申請地となります。青色と黄色の点線の枠は、すでに同じ所有者でアパートが建てられたところでございます。黄色の点線の枠の部分については、平成25年度に農振除外したもので転用許可が出たところでございます。14ページをご覧ください。現地写真です。15ページをご覧ください。土地利用計画図です。計画としては、1棟10部屋を建てます。それに伴って、駐車場は10台分、予備の駐車場と回転場となっています。周辺の土地所有者に対して、事業説明をしたとの事です。16ページをご覧ください。

案件6番、場所は〇〇地区です。昨年の豪雨災害に伴い、農業委員会で非農地決定を行ったため、農用地（畑）から農用地外（原野）への除外となります。2筆で面積は1,338㎡です。農業委員会が非農地として決定した農地で、市がその農地を農用地区域に残置しないと判断した場合は、農業振興の地域に関する法律第10条第3項に規定する「農用地とすることが適当な土地」に該当しない農地として、遅滞なく、変更するよう通知されている事によるものでございます。17ページをご覧ください。現地写真でございます。18ページをご覧ください。

案件7番、場所は〇〇地区です。こちらも農業委員会で非農地決定を行ったため、農用地（畑）から農用地外（山林）への除外となります。1筆で面積は2,925㎡です。19ページをご覧ください。現地写真でございます。

以上、編入3件と除外4件の計7件でございます。こちらの案件につき

ましては、さる8月25日開催の農業振興地域整備計画変更処理委員会で承認され、県との協議においても今のところ、問題なしとの回答を頂いております。規模や位置等、農振法等問題ないと判断しているところでございます皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長　ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第30号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間　午前10時19分